

免許申請書記入上の注意

1 申請書の宛先

無線局を開設する場所（設置場所又は常置場所）を所管する総合通信局長または沖縄総合通信事務所長あてにします。

2 無線局免許申請手数料

免許を申請する局の空中線電力により定められている額分の収入印紙を貼付します。割印（消印）したり汚したりしないように注意して下さい。

無線局免許申請手数料の額

空中線電力 50W 以下（50W まで）・・・4,300 円

空中線電力 50W 超え・・・・・・・・・・8,100 円

3 手続きの種別の選択

免許を申請する場合（免許が失効して改めて免許をうけようとする場合も）

「電波法第 6 条の規定により・・・」

を選択します。

4 都道府県－市区町村コード

JIS X0401、X0402 で規定されている 5 桁（チェックビットを含めると 6 ケタ）の番号です。不明の場合は記載しなくてかまいません。

5 郵便番号、住所

住所は、都道府県名から省略せずにきちんと記載して下さい。

「4」の都道府県－市区町村コードを記入した場合は、市区町村名まで省略することが認められています。

例（TSS 保証事業部の場合）

〒（101-0051）

東京都千代田区神田神保町 3-11-1

または

都道府県－市区町村コード [13101]

〒（101-0051）

神田神保町 3-11-1

6 氏名及びフリガナ、押印

フリガナを含め、間違いの無いように記載して下さい。

押印を忘れないで下さい。なお氏名が自筆署名の場合は、押印の省略が認められています。
代理人による手続きの場合は、免許を受けようとする者の氏名・フリガナを記入したうえで、
枠下（欄外、下部）に代理人の住所、氏名等を記入し、押印して下さい。

7 欠格事由

電波法第5条に規定された欠格事由の有無について該当する方にチェックして下さい。

欠格事由に該当する者

- (1) 電波法、放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることが無くなった日から二年を経過しない者
- (2) 電波法第76条の規定により無線局の免許を取り消された日から二年を経過しない者

8 無線局の種別及び局数

無線局の種別は「アマチュア局」で。通常は複数の局を一度に申請することはないので「1」と記入下さい。（複数の局を一度に申請する場合は、その局数を記入下さい。）

9 ②識別信号

申請する局の他に、現に免許を受けている局が有る場合はその局の識別信号（呼出符号）と無線局免許の番号を記入して下さい。

10 ③免許の番号、④免許の年月日

免許の申請の場合は記入しないで下さい。

11 希望する免許の有効期間

アマチュア局の免許の有効期間は5年間ですが、何らかの理由でこれより短い期間を希望する場合は、希望する期限の日を記入して下さい。

12 備考

- (1) 欠格事由が「有」の場合は、その具体的な内容（理由）を記入して下さい。
- (2) その他、必要な事項がある場合はそのことを記入して下さい。

13 電波利用料前納

電波利用料を前納するかしないかを選択して下さい。

14 電波利用料の前納期間

電波利用料を前納する期間を選択して下さい。

1 5 電波利用料納入告知書送付先

アマチュア局の場合は、免許人本人（社団の場合は社団の事務所）宛に送付されることになっており、別の受け取り場所の指定はできません。

1 6 申請の内容に関する連絡先（1）

氏名を「本人」または「代理人〇〇〇」と記入して下さい。

1 7 申請の内容に関する連絡先（2）

平日、日中連絡が可能な電話番号を記入して下さい。

1 8 申請の内容に関する連絡先（3）

電子メールが利用できる場合は、そのアドレスを記入して下さい。

1 9 無線局免許状などの受け取り

原則として郵送（信書便事業者による場合を含む）されますので、そのために必要な料金の証票（郵便切手など）を貼付した封筒を提出して下さい。

窓口での受け取りを希望する場合は、備考欄にその旨を記入して下さい。

2 0 申請書の大きさ

申請書の大きさは、J I S - A 4 版（縦が長辺で使用）です。

大きさを間違わないで下さい。

各欄に記載しきれない場合は、その欄に「別紙に記載」する旨を記入し、J I S - A 4 版の用紙に本紙の欄と容易に対比できるように整理して記入したものを添えて下さい。